

## 飯塚国際特許事務所

## 1. 国際登録出願(マドリッド協定議定書に基づく)

手続	項目	基準料金(税別)
出願	国際登録出願(基本料金)	100,000円
	2区分目以降の区分加算額	40,000円×区分数
	2ヶ国目以降の指定国加算額	15,000円×指定国数
事後指定	国際登録出願(基本料金)	50,000円
	2区分目以降の区分加算額	20,000円×区分数
	2ヶ国目以降の指定国加算額	15,000円×指定国数
国際登録存続期間更新申請	—	100,000円
方式不備通知に対する差替え書面提出	—	20,000円
商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求	—	50,000円
国際登録の名義人の変更登録の申請	—	65,000円
優先権主張(商標法第68条の15)	—	14,000円×件数
共通事項	翻訳代(和文英訳)	48円×word数

※上記手数料に加え、別途に現地代理人費用及び公費が発生します。